

## ○ 重症患者認定基準について ○

- ① すべての疾病に関して、下記に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6ヵ月以上）継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態	具体例
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横座りのいずれもできないもの又は、臥位もしくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護もしくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの

- ② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移または再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析または腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理または挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理または酸素療法を行っているもの
先天性代謝疾患	知能指数20以下、または1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は20以下、または1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理または挿管を行っているもの
皮膚疾患	発達・知能指数20以下、または1歳以上の児童において寝たきりのもの
染色体または遺伝子に変化を伴う疾患群	上記の項目のいずれかに該当するもの
骨系統疾患	気管切開管理もしくは挿管を行っているものまたは1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理もしくは挿管を行っているものまたは1歳以上の児童において寝たきりのもの

## ○ 重症患者認定基準の状態にあることを証明する書類について ○

身体の状態を記した小児慢性特定疾病医療意見書または身体障がい者手帳（1・2級）の写し（基準①に該当する場合）

- ※ 医療意見書の場合は、基準に該当する状態（症状など）が医師により記載されている場合です。
- ※ 身体障がい者手帳の場合は、認定を受けている疾病を原因とする記載のあるものに限られます。
- ※ 重症患者認定基準に該当するかどうかは医師に相談の上、医療意見書に基準に該当する状態について記載してもらってください。